

資料36 公共土木施設における測量、設計等の災害復旧業務の 支援に関する協定（群馬県渋川土木事務所）

公共土木施設における測量、設計等の災害復旧業務の

支援に関する協定

群馬県渋川土木事務所長（以下「甲」という。）と吉岡町長（以下「乙」という。）は、地震・大雨・洪水等の異常な自然現象（以下「天災等」という。）により被災した吉岡町の公共土木施設における災害復旧業務について、甲が支援することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙の管理する公共土木施設が天災等により被災し、その機能確保及び機能回復のために、実施する災害復旧業務について、甲が乙に支援できる事項を定めることを目的とする。

なお、公共土木施設とは、河川・道路・公園とする。

（適用する事業）

第2条 本協定の対象は、一度の天災等により乙が管理する公共土木施設が被災し、その災害復旧に向けた「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき申請する災害復旧事業に適用する。

（支援の範囲）

第3条 甲が乙に支援できる範囲は、第2条に規定する事業のうち、以下の業務とする。

なお、査定までの委託業務とし、査定設計書の作成は含まない。

ただし、同業務に伴う現地調査及び打合せには、乙も同行するものとする。

- 1 被災状況等の情報収集
- 2 被災箇所の測量・設計業務
- 3 査定設計書に掲載する写真撮影業務
- 4 上記作業に必要な伐採等業務

（支援の決定）

第4条 甲は、一度の天災等により乙の管理する公共土木施設が被災した時は、原則として、第3条に規定する支援を行うこととする。その際、乙は災害復旧箇所の被災状況が判る資料を速やかに甲に提出するものとする。

（受託契約）

第5条 甲は、支援を行うときは、別記様式第1号により乙と受託契約を締結するものとする。

(費用の負担)

第6条 第5条に基づき甲が受託した業務に要する費用は乙の負担とする。

また、受託業務の実施にあたり甲が要した事務費についても乙が負担するものとする。

なお、事務費の算出については、以下に基づき算出するものとし、千円未満は切り捨てる。

$$\text{事務費} = \text{当該受託業務の請負精算額} \times 5.0\%$$

(協議調整)

第7条 受託業務の実施に必要な次に掲げる事務は、乙が行うものとし、必要に応じ甲が協力するものとする。

- 1 関係機関及び住民との協議調整
- 2 用地の借地及び取得等
- 3 許認可申請等

(その他)

第8条 天災等により、甲の管理する公共施設等も被災したときは、第3条第1項に定めた甲による支援を受けられないことがある。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項、または、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附則

- 1 本協定は、令和2年6月1日から適用する。
- 2 本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和2年6月1日

資料37 災害時における停電復旧の連携等に関する協定 (東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社)

災害時における停電復旧の連携等に関する協定

吉岡町(以下「甲」という。)と東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社(以下「乙」という。)は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

(連絡体制)

第2条 甲及び乙は、災害時の停電復旧作業の連携を図るため、連絡体制を確立する。

- 2 甲及び乙は、双方の緊急時連絡先を別に定め、定期的を確認する。
- 3 甲及び乙は、停電復旧に要する時間が長時間にわたると判断した場合は、情報共有を図る目的で甲乙協議の上、乙は職員(以下、「リエゾン」という。)を甲の指定する場所に派遣することができるものとする。
- 4 リエゾンの派遣を行わない場合は、甲及び乙にて別に定める緊急連絡先または臨時に開設する連絡窓口にて情報の共有を図るものとする。

(災害時の情報連携)

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報連携を行う。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設(ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等)のリストを作成し、更新の都度随時提供
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (3) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、積雪、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

(災害時の相互協力)

第4条 甲及び乙は、災害時における停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力するものとする。

- (1) 停電復旧に係る応急措置(電源車等の配備を含む)の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (2) 甲及び乙が所有・管理する施設や駐車場等の利用
- (3) 住民への停電情報等の周知

(電力施設の応急復旧)

第5条 乙は、電力復旧作業の妨げとなる道路通行支障及び危険箇所を発見した場合は、その支障となるものの除去その他必要な措置(以下「除去作業」という。)を甲へ要請できるものとする。

- 2 甲は、前項の要請が正当と認める時は、その要請に応じて、除去作業を実施するものとする。ただし、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙に対し、事前協議の上、当該作業の実施を依頼することができるものとする。

- 3 災害等の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲の障害物等除去作業の実施を待たず、乙は除去作業を実施することができるものとする。
- 4 前2項の障害物等の除去作業に関する費用負担については甲乙間で協議を行うものとする。

(広報活動)

第6条 乙は、吉岡町内において停電が発生した場合は、停電情報等の周知のため、乙の広報手段（東京電力ホームページ及びスマートフォンアプリ「TEPCO 速報」等への停電情報の掲載等）を活用し住民への周知を行うものとする。

- 2 甲は、前項の規定による広報手段のみでは、住民に対して十分な周知ができないと判断した場合は、甲の広報手段（防災無線、防災メール、ラジオ等）を利用し停電等の周知を行うものとする。
- 3 甲は、前項の規定による周知を行う場合、乙に周知文等の提供を依頼することができるものとする。

(機密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月22日

資料38 災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書（東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社）

災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

吉岡町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社（以下「乙」という。）は、令和3年4月22日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する協定」に基づき、停電復旧に係る作業に支障となる障害物の除去等及び甲の管理する道路上の障害物の除去等に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業及び道路啓開作業に伴う障害物の除去等を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

（適用要件）

第2条 本覚書は、第6条（平時における計画的な樹木伐採）を除き、甲の「災害警戒本部」または「災害対策本部」が設置された場合に適用するものとする。

（対象区域）

第3条 対象とする区域は、甲が管理する道路及び関連する区域とする。

（用語の説明）

第4条 停電復旧に係る作業に支障となる障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）とは、次の各号の作業をいう。

- 一 停電復旧に係る作業に支障となる電線や電柱に接触している樹木などの障害物の除去等。
- 二 電線や電柱などの電力設備の損傷などにより、道路の通行に支障を生じさせている電力設備の除去等。

2 甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）とは、次の各号の作業をいう。

- 一 前項第一号及び前項第二号の復旧作業において除去できない障害物の除去等。
- 二 復旧作業現場への進入路を塞いでいる障害物の除去等。（復旧作業及び啓開作業の協力）

（復旧作業及び啓開作業の協力）

第5条 乙は、応急措置を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上書面をもって行う。

- 2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 3 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。
- 4 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 5 第1項又は第3項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第1項又は第3項に準じて手続きを行う。
- 6 災害などの状況により、応急措置及び道路の開放を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第1項又は第3項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第1項又は第3項に準じて手続きを行う。
- 7 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施することが困難な場合は、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を要請し、甲は同技術員の指示に基づき、除去等を行う。
- 8 乙は、前項の規定に基づき、甲からの技術員の派遣要請があった場合は、速やかに乙の技術員を派遣する。

(平時における計画的な樹木伐採)

第6条 甲及び乙は、平時から倒木被害が想定される危険箇所を共有し、被害を未然に防止するための予防的伐採を協力して進める。

(費用負担)

- 第7条 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添1の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。
- 2 第5条第2項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。
 - 3 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。
 - 4 第5条第4項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。
 - 5 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。
 - 6 前条の予防的伐採に関する費用負担については、甲乙協議して定める。

(障害物等の保管、土地の一時使用)

第8条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合や、重要需要設備を結び優先的に啓開すべき道路について情報共有するなど、復旧作業及び啓開作業の連携等のための別添2「復旧作業および啓開作業における連携フロー」により連絡体制を構築する。

(実施責任)

第10条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 復旧作業及び啓開作業の協力の伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(定めのない事項等)

第11条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年8月2日

資料39 災害時における応急対策業務に関する協定（町内建設・土木・造園事業者）

災害時における応急対策業務に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、本町において発生した地震、津波、風水害その他災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）により、甲が管理する道路、橋梁、河川及び建造物等に被害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合（以下「災害時」という。）における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉岡町地域防災計画に基づき、災害時における町民の生命、身体及び財産の保護並びに町民生活の安全の確保に必要な応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりである。

- （1）法第23条の2第1項の規定に基づき、吉岡町災害対策本部が設置された場合
 - （2）前号と同程度の災害で、吉岡町地域防災計画に基づき、吉岡町災害警戒本部が設置された場合
- （応急対策業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- （1）住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- （2）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業
- （3）甲が行う水防作業と連携する水害防御のための応急措置作業
- （4）甲が管理する道路、河川等の施設の機能確保等のための緊急を要する応急復旧作業
- （5）緊急を要する建設資機材又は労力（以下「建設資機材等」という。）の調達及び輸送
- （6）その他甲が必要と認める応急作業

（応急対策業務の協力要請手続）

第4条 甲は、前条の応急対策業務の実施について乙の協力が必要と認める場合は、乙に対し次に掲げる事項を記載した「吉岡町災害時応急対策業務要請書」（第1号様式。以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。ただし、特に急を要する場合又は要請書による要請が困難な場合は、電話その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

- （1）応急対策業務の実施場所及び実施場所の状況
- （2）応急対策業務の内容
- （3）建設資機材等が必要な場合その内訳
- （4）その他必要な事項

（応急対策業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の実施報告）

第6条 乙は、前条に基づく応急対策業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した「吉岡町災害時応急対策業務報告書」（第2号様式。以下「報告書」という。）に着手前、中途、完了後の業務実施状況が確認できる写真及び書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

- （1）応急対策業務の実施場所及び期間
- （2）応急対策業務の内容
- （3）応急対策業務に従事した者の氏名
- （4）応急対策業務に建設資機材等を使用した場合その内訳

(5) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 乙の応急対策業務の実施に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の規定に基づき甲が負担する経費の算出については、前条により乙から提出された報告内容を確認し、甲が採用する積算基準等に基づき、甲乙の協議により行うこととする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づいて応急対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、その業務のため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における従事者又は従事者の遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

(協力体制)

第9条 この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、乙は、この協定の締結に際し次に掲げる資料を整え、甲に提出するものとする。

(1) 連絡体制（連絡担当者、休日・夜間連絡先等）

(2) 技術職員名簿（土木施工管理技士等）

(3) 保有建設資機材等（建設機械、建設機械運転有資格者等）

2 乙は、毎年4月当初の時点で、前項に基づく提出資料の記載内容に変更が生じた場合には、変更後の資料を甲に提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提出資料の記載内容に変更が生じ、甲が必要と認めた場合は、乙は変更後の資料を甲に提出しなければならない。

(防災訓練への参加)

第10条 この協定の実効性を確保するために、甲は、乙に対し甲が主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次に掲げる状況に該当すると認めるときは、前条の期間に関わらず、この協定を解除することができるものとする。

(1) 乙がこの協定を履行する見込みがない

(2) 乙が労働者災害補償保険から離脱したとき

(3) 乙がこの協定に基づく応急対策業務の協力者としてふさわしくない

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

資料40 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定（町内水道事業者）

災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

吉岡町水道事業（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による水道災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧（甲が、他市町村等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条に定める要請は、甲が乙に連絡することにより行うものとし、次の各号のとおりとする。

- （1）災害の状況
- （2）必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- （3）必要とする作業員の職種別人員
- （4）災害発生場所及び活動内容
- （5）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の作業員は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の作業員等を集約のうえ提出し、甲が採用する積算基準等に基づき、甲乙の協議により行うものとする。

（労災費用）

第6条 応急復旧により乙の作業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の作業員の労災保険（昭和22年法律第50号）により補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第9条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

資料41 災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定（有限会社北群馬衛生社）

災害時における仮設トイレ等のし尿の収集運搬に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社 北群馬衛生社（以下「乙」という。）は、「吉岡町地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、仮設トイレ等から発生するし尿の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における仮設トイレ等のし尿の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、町内において災害が発生した場合は、乙に対し、吉岡町地域防災計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
 - (2) し尿の収集・運搬の場所
 - (3) し尿の搬入先
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。
- 3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

- 2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (2) し尿以外の異物の混入防止に努めること。
 - (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に要した車両台数及び収集日
- (2) 協定業務における避難所等ごとの収集基数及び収集量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第6条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し事故報告書により報告するものとする。

(災害補償)

第7条 前条の規定により、協定業務に従事した者が、その者の責めに帰することができない理由により死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったとき、その者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲の要請により乙が、協定業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用の額、支払い方法については、速やかに甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

資料42 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定（吉岡町一般廃棄物事業協同組合）

災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と吉岡町一般廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、「吉岡町地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、家庭系一般廃棄物の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における家庭系一般廃棄物の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、町内において災害が発生した場合は、乙に対し、吉岡町地域防災計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

（定義）

第3条 この協定において「家庭系一般廃棄物」とは、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物のうち、し尿等を除くものをいい、災害により倒壊及び、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
 - (2) 家庭系一般廃棄物の収集・運搬の場所
 - (3) 家庭系一般廃棄物の搬入先
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。
- 3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 家庭系一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に従事した人員、車両及び時間
- (2) 協定業務における搬入先ごとの種類及び量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（事故の報告）

第7条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し事故報告書により報告するものとする。

(災害補償)

第8条 前条の規定により、協定業務に従事した者が、その者の責めに帰することができない理由により死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(経費の負担)

第9条 当該年度に、甲と乙で締結している一般廃棄物収集運搬業務委託契約（以下「契約」という。）に基づく、収集時間、車両台数、また乙が契約を受託するにあたり、必要とした人員を超えない範囲での協定業務の実施については、当該契約の委託料の中で賄うものとする。その他甲の要請により、乙が実施した協定業務の実施に要する経費は甲が負担するものとし、その額については甲、乙協議の上決定するものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

資料43 上水道相互連絡管設置に関する協定書（前橋市）

上水道相互連絡管設置に関する協定書

前橋市長（以下「甲」という。）と吉岡町長（以下「乙」という。）は、前橋市水道事業配水管と吉岡町水道事業配水管を連絡し、相互応援配水を行うため次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、災害や水質事故等発生時に、それぞれの配水区域への配水が不可能な場合、その住民の用に供する目的で相互応援配水（以下「応援配水」という。）を行うため、配水連絡管（以下「連絡管」という。）を設置するものとする。

（設置地点及び位置）

第2条 連絡管の設置地点は、甲と乙の行政区域境界上を原則とし、設置位置は甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡管工事）

第3条 連絡管の設置工事の施工範囲は、甲乙協議の上決定するものとし、工事費についてはそれぞれが負担するものとする。

（維持管理）

第4条 連絡管の維持管理は甲と乙がそれぞれ施工した範囲に対して行い、修繕等に要した費用についてもそれぞれが負担するものとする。

2 甲及び乙は、連絡管の点検確認のため、年1回程度甲乙双方の職員を立ち合わせるものとする。なお、立会いの日時については、甲乙協議の上決定するものとする。

（応援配水の実施範囲）

第5条 応援配水は、付近住民への飲料水用及び防火用のために行うものとする。

（応援配水の開始）

第6条 甲及び乙は、応援配水の必要が生じた場合は、速やかに連絡を取り合うとともに、事前に応援配水依頼書（様式。以下「依頼書」という。）を提出するものとする。ただし、依頼書を提出するいとまがないときは口頭で依頼し、後日速やかに依頼書を提出するものとする。

2 応援配水の開始及び終了時は、甲乙双方が立会うものとする。

（応援配水の期間及び配水量）

第7条 応援配水の期間及び配水量は、甲乙協議して決定するものとする。

（使用水量の計算及び通知）

第8条 応援配水を受ける場合の甲又は乙の使用水量は、連絡管内に流量計を設置して計量するものとする。ただし、次の理由で使用水量の把握ができない場合は、甲乙協議の上使用水量を決定する。

- (1) 緊急に応援配水の必要性が生じ、流量計の設置が困難な場合
- (2) 応援配水が短期間となるため、流量計を設置しない場合
- (3) 流量計等の故障により計量不能になった場合
- (4) その他、甲乙双方が了解した場合

2 配水側の甲又は乙は、前項の規定により計量し、又は決定した使用水量を1月ごとに集計し、受水側の甲又は乙に通知するものとする。

（応援配水単価等）

第9条 甲又は乙から応援配水する水量の単価は、1立方メートル当たりのそれぞれの前年度供給単価（給水収益を年間総有収水量で除したもの）とし、代価は使用水量に当該単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 消費税及び地方消費税相当額は、前項に定める使用水量に配水単価を乗じて得た額に、これに適用される消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税率及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（代価の支払）

第10条 甲又は乙は、前条の規定により算出した代価を配水側の発行する納入通知書により支払うものとする。

（応援配水の制限）

第11条 甲及び乙は、応援配水を行うことにより通常の配水に支障が生じ緊急を要する場合は、一時的に、応援配水の配水量、配水時間等について制限を加えることができる。この場合において当該制限の内容を速やかに甲又は乙に連絡するものとする。

（水質の確認）

第12条 甲及び乙は、応援配水に際し、連絡管内にある滞留水の排水を行うとともに、残留塩素の有無を判定し、必要な塩素の濃度を確認の上通水するものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了の1月前までに甲及び乙のいずれか一方の文書による異議の申出がない場合は、1年間協定を更新し、以後もこれに準ずるものとする。

（定めのない事項等の決定）

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成31年1月31日

資料44 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書

群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書

(趣旨等)

第1条 この協定は、災害の発生時に、群馬県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、県及び別表に掲げる市町村等の相互間において締結するものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害の発生により生じた一般廃棄物その他の被災した市町村等による処理が困難と認められる一般廃棄物をいう。

2 この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (3) 災害廃棄物等の焼却、破砕等の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に関し必要な行為

(応援要請)

第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記様式第1号）により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。

2 県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町村等に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合において、応援を要請した市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

4 応援を要請された市町村等は、可能な限りこれに応じ、応援を行うものとする。

5 県は、県内の市町村等の応援では対応が困難であると判断した場合は、他の都道府県に、応援を要請するものとする。

(自主的な応援)

第4条 緊急に応援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に応援を行うことができるものとする。この場合において、応援を行う市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

(経費負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として、応援を要請した市町村等が負担するものとし、その支払い方法等については、応援を要請した市町村等と応援を行った市町村等

の間で協議し、決定するものとする。

(情報交換及び体制の整備)

第6条 市町村等は、災害時における応援が円滑に行われるよう、必要な情報を相互に交換するとともに、平常時から応援及びその受入体制の整備に努めるものとする。

(補足)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(成立等)

第8条 この協定は、複数の市町村等が同意書(別記様式第2号)を県に提出した時に成立するものとする。(平成20年4月1日成立)

2 この協定の成立の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を県に提出して、この協定に参加することができる。

3 県は、この協定が成立したとき又は新たに市町村等がこの協定に参加することとなったときは、別表に市町村等の名称を記載した協定書を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

別表

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、
富岡市、安中市、みどり市、富士見村、榛東村、吉岡町、吉井町、上野村、神流町、
下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、
六合村、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村、玉村町、板倉町、明和町、
千代田町、大泉町、邑楽町、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、富岡甘楽衛生施設組合、
甘楽西部環境衛生施設組合、吾妻東部衛生施設組合、西吾妻衛生施設組合、
西吾妻環境衛生施設組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、利根東部衛生施設組合、
太田市外三町広域清掃組合、館林衛生施設組合、大泉外二町環境衛生施設組合

資料45 災害時における相互協力に関する基本協定（NTT東日本株式会社群馬支店）

災害時における相互協力に関する基本協定

吉岡町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は通信の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的を確認する。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における通信の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリスト（更新の都度随時提供）
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報
- (3) 乙は甲に対し、通信中断の発生状況や復旧見込等、通信中断に関連する情報
- (4) 甲乙それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 通信の支障及び道路通行の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- (2) 甲及び乙が所有する施設・用地等の利用
- (3) 指定避難所等への通信手段の確保
- (4) 住民への通信中断情報等の周知のための、甲及び乙が有する広報手段の利用
- (5) 甲乙協議の上、甲または乙の職員の相手方への派遣

（平時における連携）

第5条 災害時における通信中断の発生を未然に防止するため、甲及び乙は、平時において次の各号に掲げる事項について協議・調整し協力を行う。

- (1) 災害時にも通信を継続するための取組
- (2) 重要設備の防災対策に対する取組

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じて別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を相手方の事前の承諾なしに第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲または乙が故意又は重大な過失により相手方の施設等を損傷した場合、道路法及び民法の定めに従い損害賠償をするものとする。
 - (2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。
- 2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上、解決にあたるものとする。

(協議)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年8月3日

資料46 災害時における被災者支援等の協力に関する協定（群馬県社会保険労務士会渋川支部）

災害時における被災者支援等の協力に関する協定

吉岡町（以下「甲」という）と、群馬県社会保険労務士会渋川支部（以下「乙」という）とは、災害時における被災者支援のため、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、吉岡町内において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という）において、被災者支援のため甲が乙に対して要請する相談業務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（協力要請）

災害時において、甲が吉岡町災害対策本部を設置した場合に、円滑な被災者支援のために甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

第3条（乙の業務の範囲）

甲の要請により、乙及び乙の会員が行う業務は、労働及び社会保険に関する事項等、社会保険労務士の業務に関する事項への相談対応の業務とする。

第4条（要請の手続き等）

第2条に定める甲の乙に対する要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について平時から連絡調整に努める。

第5条（協力実施）

乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、被災者支援等に積極的に努めるものとする。

第6条（費用負担）

第3条の乙の業務において必要となる人件費等の費用は乙が負担する。

第7条（相談者の負担）

第3条の乙の業務は無料とし、相談者（被災者）は負担を負わない。

第8条（報告）

乙は、この協定により実施した乙の業務の件数、対象者、相談概要について、随時、甲に書面で報告するものとする。

第9条（災害補償）

この協定による乙の業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、また

は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わない。

第10条（協議）

この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

第11条（有効期間）

この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年8月24日

資料47 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、吉岡町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、吉岡町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。